

- 十 商標法（昭和三十四年法律第二百七十七号）第七十二条第四項
- 十一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五十五号）第四百四十一条
- 十二 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十八条第九項
- 十三 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第三十二条第六項
- 十四 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第六条第二項
- 十五 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第四十八条第三項
- 十六 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第五項
- 十七 種苗法（平成十年法律第八十三号）第五十三条第三項
- 十八 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）第十八条
- 十九 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）第二十七条第五項
- 二十 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百五十二号）第十四条
- 二十一 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第三十一条第四項
- 二十二 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第八条第三項第一号
- 二十三 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百五十五条及び附則第四条第四項
- 二十四 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第九十六条の二第二項
- 二十五 日本年金機構法（平成十九年法律第九十九号）第三十八条第九項及び第十項

第六条 個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十八条中「第三十六条第一項」の下に、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十四条の十第一項（同条第二項において準用する場合を含む）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十四条の十第一項（同条第二項において準用する場合を含む）」を加える。

第六十一条第二号中「個人情報及び」を「個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における」に、「並びに」を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイル）を構成するものに限る。」の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護及び匿名加工情報の取扱いに関する」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第七条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第二条第四項に規定する個人情報ファイル」を「第二条第六項に規定する個人情報ファイル」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 山本 早苗
 法務大臣 岩城 光英
 文部科学大臣 馳 浩
 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 農林水産大臣 森山 裕
 経済産業大臣 林 幹雄
 国土交通大臣 石井 啓一

政令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年五月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十七号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八号）の施行並びに国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 投票（第二十四条―第四十九条）」を「第四章 投票（第二十四条―第四十八条の二）」に、「第四章の二」を「第四章の三」に、「第四章の三」を「第四章の四」に、「第四十九条の十」を「第四十九条の十一」に改める。

第一条の三の見出し中「者の」を「者に係る」に改め、同条中「当該市町村の選挙人名簿に登録されている者で」を削り、「有しなくなつたものが」を「有しない者が当該市町村の区域内から」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の区域内から当該市町村の区域内に住所を移した者（当該市町村の区域内から更に住所を移した者を含む。）で当該市町村の区域内に住所を定めた後四箇月を経過しないものについて、その者が当該市町村に本籍を有する者である場合には法第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたとき、その者が当該市町村に本籍を有しない者である場合には法第十一条第三項（政治資金規正法第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又はこの項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第十条第一項中「その」を「磁気ディスク及び当該選挙人名簿に登録されている事項の一」に改め、同条第二項中「事項が」の下に「投票管理者、開票管理者及び」を加え、「によつて」を「から」に改め、「委嘱された職員」の下に「及び当該市町村の委託を受けて選挙人名簿に関する事務の処理に従事する者」を加え、「同項の」を削り、「又は損する」を「、又は毀損する」に改める。

第十一条の見出し中「満十九年」を「満十七年」に改め、同条中「当該市町村の住民基本台帳に登録されている者のうち年齢満十九年」を「満十七年」に改め、同条中「満二十年」を「満十八年」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 当該市町村の住民基本台帳に登録されている者
- 二 当該市町村の区域内から住所を移した者のうち、その者に係る登録市町村等（法第二十一条第一項に規定する登録市町村等をいう。以下この号において同じ。）の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に登録されていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過しないもの